

〔明石市臨時・非常勤職員ユニオンへの回答〕

学校給食臨時調理支援員に関する要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

1 雇用については、公募試験なしで雇用継続すること。

臨時調理支援員を採用する場合には、今後も公募試験を実施する予定です。

2 人事院勧告に基づき短時間会計年度職員であっても正規職員と同等の昇給し4月遡及を行い、勤勉手当を支給すること。

短時間会計年度職員の昇給制度及び勤勉手当の支給については、現在、全庁的にその制度を検討している段階であり、今後、これらの検討状況を踏まえながら、協議していきたいと考えています。

なお、給与改定があった場合における、当年4月に遡及して適用する取扱いについては、財源面、運用面、技術面に課題があり、現時点では実施が難しいと考えています。